



# MHAM豪ドル債券ファンド（毎月決算型）

追加型投信 / 海外 / 債券

## 分配金に関するお知らせ

- 2018年4月20日の決算において、基準価額の水準や市況動向等を勘案し、分配金額（1万口当たり、税引前）を25円と決定いたしました。
- 本「ファンド通信」では、2ページ以降において分配金引き下げの背景や当ファンドの運用状況、豪ドル債の投資環境などについてQ&A形式でご説明いたします。

### 過去3年の分配金実績

決算期	第148期～第170期	第171期～第182期	第183期
決算日	2015/5/20～2017/3/21	2017/4/20～2018/3/20	2018/4/20
分配金額	各60円	各35円	25円

分配金累計額（設定来） 12,175円

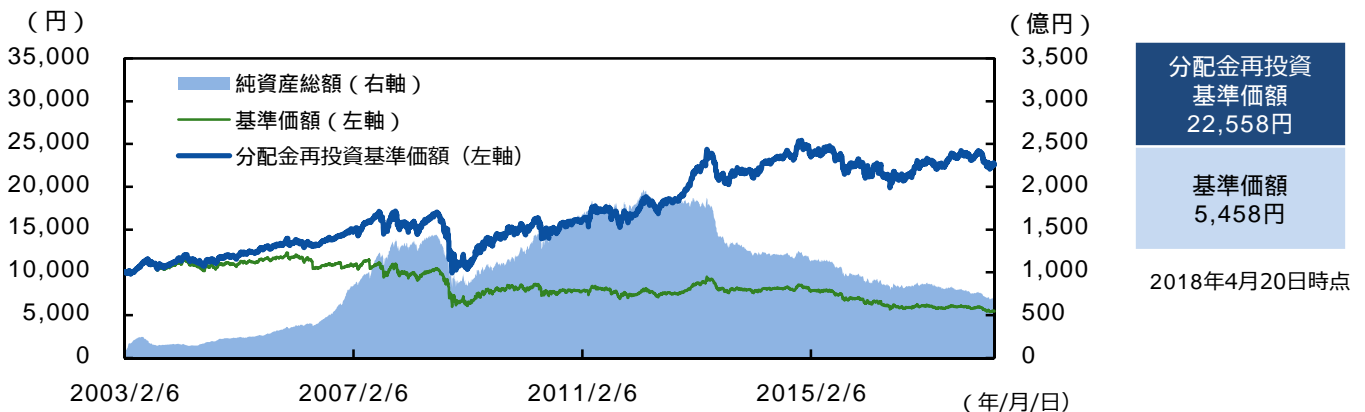
分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。  
運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

### 騰落率（税引前分配金再投資） 基準日：2018年4月20日

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	2年	3年	設定来
0.92%	5.79%	5.87%	2.20%	0.65%	6.77%	125.58%

騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。  
各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

### 運用実績（期間：2003年2月6日（当ファンド設定日の前営業日）～2018年4月20日）



基準価額は1万口当たり、信託報酬等控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。  
上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」をご確認ください。



アセットマネジメント One

商号等：アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会



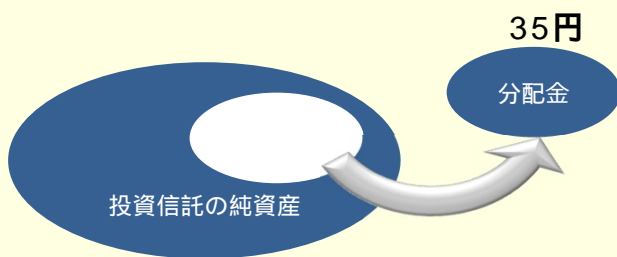
Q & A

Q1 なぜ分配金を引き下げたのですか？

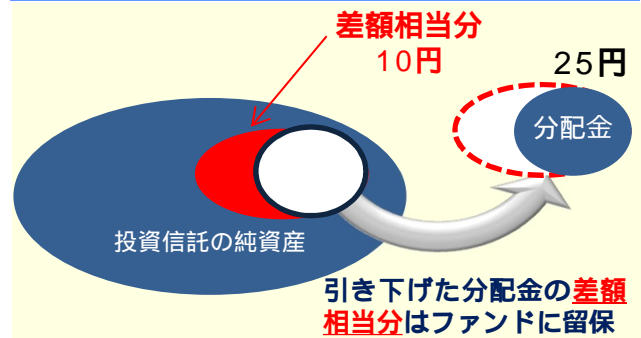
当ファンドは、「原則として利息収入相当分を中心とし、基準価額の水準および市況動向等を勘案して決定する」という方針にしたがい、毎決算時に分配金額を決定しています。これにより、当ファンドは分配金を引き下げることにいたしました。

当ファンドでは、投資対象資産（豪ドル建て債券）から得られる毎期の配当等収益（費用控除後）や有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）に加え、収益調整金や信託財産内に留保された分配準備積立金（下表①～④、以下同じ）を活用し、収益分配金をお支払いしてきました。しかしながら、分配金の支払いを主因に基準価額が低下傾向にあります。そのため、今後も安定した収益分配を継続的に行い、基準価額の下落を抑えて信託財産の成長を図るために、今般、分配金を引き下げることにさせて頂きました。なお、分配金引き下げによる差額相当分は、信託財産内に留保いたします。

分配金引き下げ前の支払いのイメージ



分配金引き下げ後の支払いのイメージ



分配金の計算過程（1万口当たり、単位：円）

	第178期 (2017/11)	第179期 (2017/12)	第180期 (2018/1)	第181期 (2018/2)	第182期 (2018/3)	第183期 (2018/4)	
配当等収益（費用控除後）	12	17	19	11	11	16	● 当期収益から 分配に使用できる額
有価証券売買等損益（費用控除後）	-	-	-	-	-	-	
収益調整金	155	157	159	160	162	163	● 当期までに積立た 分配可能原資
分配準備積立金	299	275	256	240	215	190	
分配可能額（分配金支払い前） = + + +	467	450	435	412	388	370	● 当期分配できる額
収益分配金額	35	35	35	35	35	25	● 当期の収益分配金

小数点以下を切捨てているため、①～④の各項目の合計と⑤分配可能額（分配金支払い前）が一致しない場合があります。

上記の表において、有価証券売買等損益（費用控除後）の数値が「-」となっているものについては、有価証券売買等損益がマイナスもしくはプラスであったが、全額が繰越欠損金に充てられたため、分配金原資が発生しなかったことを表しています。

第181期～第186期（2018年2月～2018年7月）における当ファンドの損益の状況（運用報告書）は、2018年9月頃に当社ホームページに掲載いたします。

当資料作成時点においては、当作成期間に係る当ファンドの監査は終了していません。

上記は、当ファンドの過去の一定期間における実績を示したものであり、将来における運用成果を示唆・保証するものではありません。

Q & A

**配当等収益（費用控除後）** 投資信託が保有する信託財産からの利子や配当金を合計したものです。費用控除後の配当等収益は分配金の原資の一部となります。費用（信託報酬、監査費用等）は、配当等収益と有価証券売買益から按分控除されます。有価証券売買損益がマイナスの場合は、配当等収益からのみ控除されます。

**有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）** 追加型株式投資信託の場合、組み入れた有価証券を売買して得た損益（実現損益）に、期末の評価替えにともなう時価評価額と購入金額との差額（評価上の損益）を加えたものです。有価証券売買等損益には、売買による実現損益のほか評価損益も含まれます。有価証券売買等損益がマイナスの場合は期末に繰越欠損金として計上され、プラスの場合は前期までの繰越欠損金を補てんし、収益分配金支払い後、分配準備積立金に積み立てられます。

**収益調整金** 追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

**分配準備積立金** + のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

**分配可能額** 当期決算で収益分配金に充てることができる分配可能原資のことをいいます。

**収益分配金額** 投資信託から直接還元される金額のことです。投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金の額は基準価額の水準、市況動向および分配可能原資等を勘案し、総合的な判断に基づいて委託会社が決定します。

Q2 当ファンドの運用状況について教えてください。

過去1年間で基準価額は、5,989円（2017年3月末）から5,458円（2018年3月末）となりました。この間の分配金（420円）を加味した分配金再投資基準価額は5,864円となり、騰落率は▲2.5%となっています。

基準価額の主な変動要因（2018年3月末時点）

2018年2月以降は世界的な株価下落や豪州インフレ指標の下振れなどから豪ドルが対円で弱含んだことにより為替がマイナスに寄与したことや、過去1年間で累計420円の分配金をお支払いしたことを主因に、基準価額は1年間（2017年4月～2018年3月）で554円の下落となりました。

債券価格変動等

市場予想を下回るインフレ指標の発表などから利回りが低下（価格は上昇）する場面があったものの、米国で利上げが実施されるなかで米国国債利回りが上昇した影響などから、1年を通じては保有銘柄の利回りは小幅に上昇し、マイナスに影響しました。

債券利金収入

利回りの高い事業債の組入比率を高めに維持したことにより、利金収入を確保しました。

為替レート変動

2017年6月下旬から9月にかけては鉄鉱石価格の回復などを背景に豪ドルは上昇基調で推移しましたが、2018年に入り、米賃金上昇率の加速や米中の貿易問題をめぐる不透明感などを背景にリスク回避姿勢が高まったことから下落しました。1年を通じては豪ドルは対円で下落し、マイナスに影響しました。

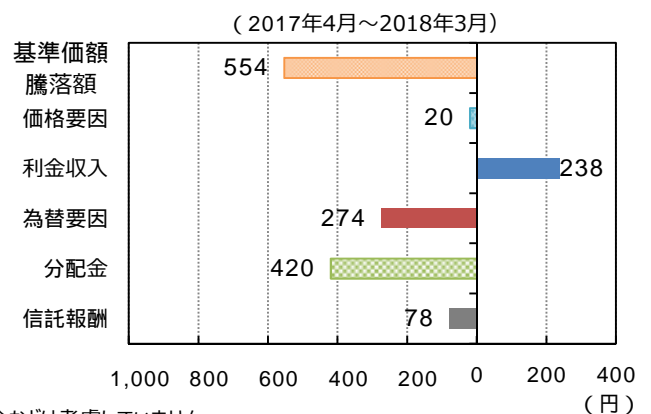
基準価額は1万口当たり、信託報酬等控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 基準価額の変動要因は、四捨五入のため、各要因の合計額が基準価額騰落額と一致しない場合があります。  
 上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

基準価額の推移



上記グラフの分配金再投資基準価額は2017年3月31日の基準価額を起点にしたもの。

過去1年の基準価額の変動要因



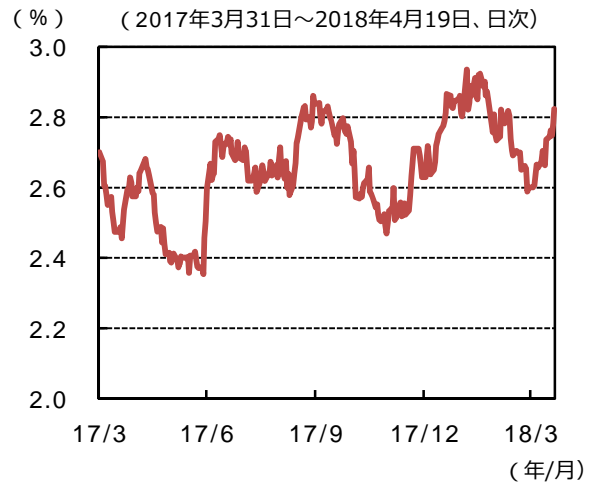
Q & A

Q3 豪ドル債の投資環境について教えてください。

**豪州10年国債利回り**

米トランプ大統領の低金利支持発言や米政治に対する先行き不透明感などを背景に米国金利低下の流れを受けて、同利回りは2017年3月末の2.7%程度から6月下旬には2.3%台まで低下しました。その後は、ECB（欧州中央銀行）総裁の発言による金融政策の正常化期待や米国の利上げ観測の高まりを受け、9月にかけて上昇しました。その後低下する場面があったものの、12月以降は良好な雇用統計の発表や経済・財政中間見通しで財政赤字の縮小が示されたことなどから2018年2月には2.9%台まで上昇しました。3月以降は、米中の貿易問題をめぐる不透明感などから低下し一時2.6%を割り込みましたが、足もと2.7%台で推移しています。

豪州10年国債利回りの推移



豪ドル/円レート（東京仲値）の推移



**豪ドルの対円レート**

RBA（豪州準備銀行）が住宅市場の過熱感を指摘したことなどから豪ドルは6月上旬にかけて軟調に推移しました。その後は鉄鉱石価格の回復や良好な中国の貿易収支などを背景に上昇基調で推移し、9月下旬には90円台まで上昇しました。2018年2月以降は世界的な株価下落や豪州インフレ指標の下振れなどから豪ドルは対円で弱含み、一時81円程度まで下落し、足もとは83円台での推移となっています。

出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成  
 上記グラフは過去の実績またはデータであり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

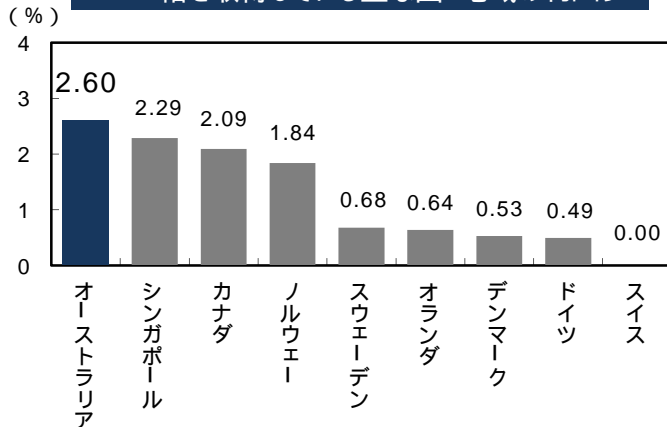
Q4 今後の見通しについて教えてください。

- 【豪州経済】 良好な企業景況感や雇用環境など、豪州の良好なファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）を背景に底堅い経済成長を維持するものと考えます。また、米国の貿易問題が世界経済に与える影響は不透明ではあるものの、豪州経済への影響は限定的と見ています。
- 【金融政策】 良好なファンダメンタルズを背景に雇用統計は総じて良好な内容が続いているものの、インフレ率が依然として中銀目標を下回っていることなどから、RBAは政策金利を当面据え置くものと予想します。
- 【長期金利】 短期的には、海外の要因をより強く受けると見ています。一方で、引き続き豪州経済の底堅さが維持されると考えられることから、中長期的には、緩やかに上昇すると予想します。
- 【豪ドル】 短期的には、市場参加者のリスクに対する許容度の変化や世界経済の動向をにらみながら、一進一退の展開が続くと予想しています。中長期的には、豪州のファンダメンタルズが良好であることなどから、豪ドル高基調になるものと思われまます。

上記の見解は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。また、上記は将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

**Q & A**
**Q5**
**オーストラリア投資の魅力について教えてください。**
**1. 高い信用力と高金利**

・オーストラリア国債は最上位の格付けAAAを取得しており、相対的に信用力の高い国の一つです。加えて、S&P社が格付けを付与した国・地域のうち、AAAが付与された11の国・地域の中で、最も高い利回り水準を有しており、信用力と利回り双方ともに高い数少ない国のひとつです。

**AAA格を取得している主な国・地域の利回り**


2018年3月末時点  
利回りは10年国債

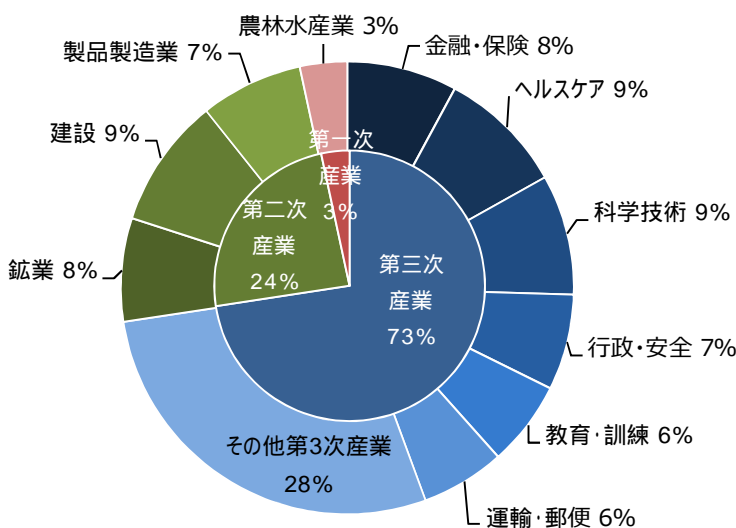
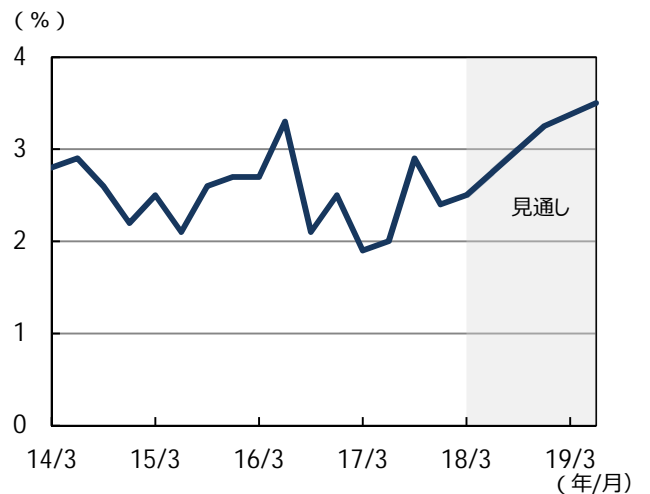
**主要先進国の格付けと国債利回り**

国名	格付け	10年国債利回り
オーストラリア	AAA	2.60%
日本	A+	0.05%
米国	AA+	2.74%
英国	AA	1.35%
ドイツ	AAA	0.49%
イタリア	BBB	1.79%
カナダ	AAA	2.09%

2018年3月末時点  
格付けはS&P社の分類を使用

**2. 内需中心で底堅い成長率**

・オーストラリアは豊富な資源を有する一方で、経済の大部分が第三次産業となっており、内需を中心とした産業構造となっています。  
・第三次産業がけん引する形で堅調な経済成長を維持しており、今後も底堅い成長が見込まれています。また、RBAの経済見通しにおいても堅調さが示されています。

**オーストラリアの実質GDP産業別構成比**

**オーストラリアの実質GDPと経済見通し**


2014年1-3月期～2019年4-6月期（四半期）、  
2018年1-3月期以降は予測値

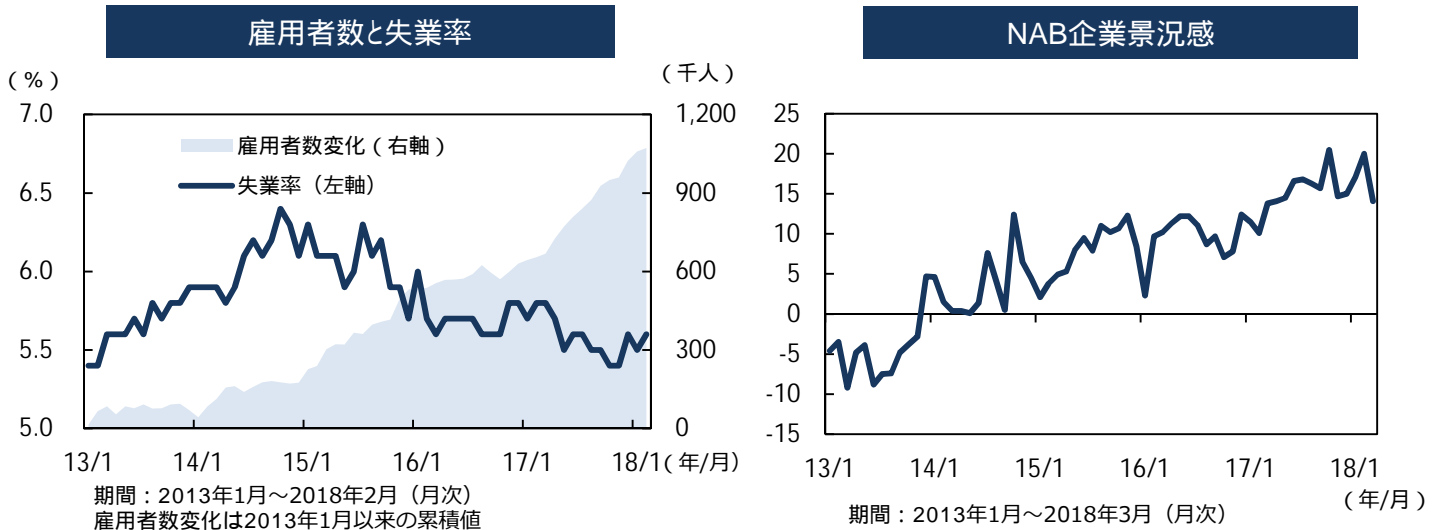
出所：ブルームバーグ、豪州統計局、四半期金融報告（2018年2月）のデータをもとにアセットマネジメントOne作成  
上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の市場動向等を示唆・保証するものではありません。



Q & A

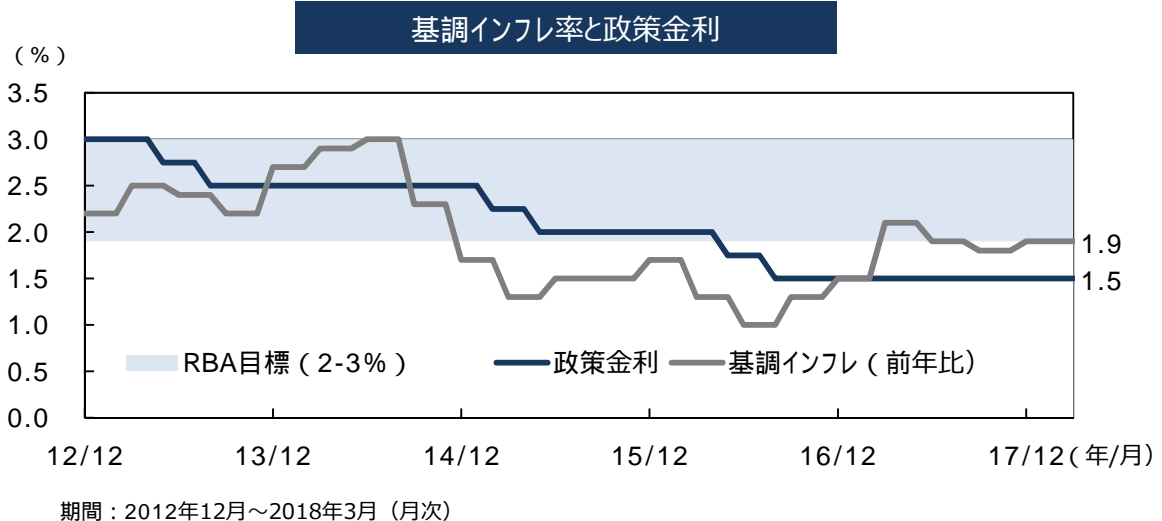
3. 底堅い雇用と堅調な企業景況感

- ・オーストラリアは雇用環境も良好です。失業率は5年ぶりの水準まで低下しており雇用者数も堅調に増加しています。
- ・オーストラリアの経済環境を示す先行指標の一つであるNAB企業景況感指数は、統計開始来でみると足元は高水準で推移するなど堅調さを維持しています。



4. 良いインフレがゆるやかに進行

- ・良好な雇用環境を背景に徐々にRBAが目標とするレンジまで物価が上昇してきています。
- ・AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドでは、RBAは今後の状況を見極めながら、2019年前半には9年ぶりに政策金利の引き上げを行うと予想しています。



出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の市場動向等を示唆・保証するものではありません。



## ファンドの特色

### 主として、オーストラリアの信用力の高い公社債（豪ドル建て）に分散投資を行います。

主に豪ドル建ての国債、州政府債、事業債などに投資します。

\* 政府・州政府およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、一発行体当たりの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。

公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

「MHAM豪ドル債券マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

### ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（為替ノーヘッジ・円換算ベース）をベンチマークとして、中・長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指します。

ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス [正式名称：Bloomberg AusBond Composite Index] とは、オーストラリアで最も一般的な債券指数の1つで、国債・州政府債・事業債等を含む、固定利付債券を対象とした指数です。なお、当ファンドがベンチマークとする「為替ノーヘッジ・円換算ベース」とは、委託会社がブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスを円ベースに換算したものです。

ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）は、アセットマネジメントOne(株)の関係会社ではなく、当ファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標またはサービスマークであり、アセットマネジメントOne(株)に対してライセンスされています。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスに関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

取得時においてA（- A3）格相当以上の格付け 1を得ている公社債を投資対象とするとともに、ファンド全体の加重平均格付け 2をA A（- Aa3）格相当以上とすることを基本とします。

1スタンダード・アンド・プアーズ社もしくはムーディーズ社による格付けを基準とすることを基本とします。なお、格付けのない場合には、委託会社または運用委託先であるAMPキャピタル・インベスターズが当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含みます。

2「加重平均格付け」とは、各組入公社債等の格付けをそれぞれの公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。

\* 組み入れた公社債が、取得後に格付けの低下によりA（- A3）格相当以上でなくなった場合、信託財産の純資産総額の10%を上限として当該公社債を保有することがあります。

ファンド全体のデュレーションは、ベンチマークのデュレーション（2017年3月末現在、4.9年）に対して - 2.0年～+ 2.0年程度の範囲とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

### マザーファンドの運用は、AMPキャピタル・インベスターズが行います。

マザーファンドにおける円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を、AMPキャピタル・インベスターズに委託します。

### 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、利息収入相当分を中心に、分配することを目指します。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。

分配金額は、上記の分配対象収益範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。

売買益については、原則として毎年5月および11月の決算時に分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。

収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの投資リスク

**基準価額の変動要因**

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。  
また、投資信託は預貯金と異なります。

<p><b>金利変動リスク</b></p>	<p>一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。</p>
<p><b>為替変動リスク</b></p>	<p>当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として豪ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p>
<p><b>信用リスク</b></p>	<p>当ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p>

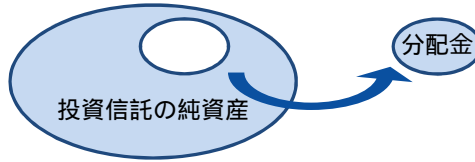
基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「流動性リスク」、「カントリーリスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。



収益分配金に関する留意事項

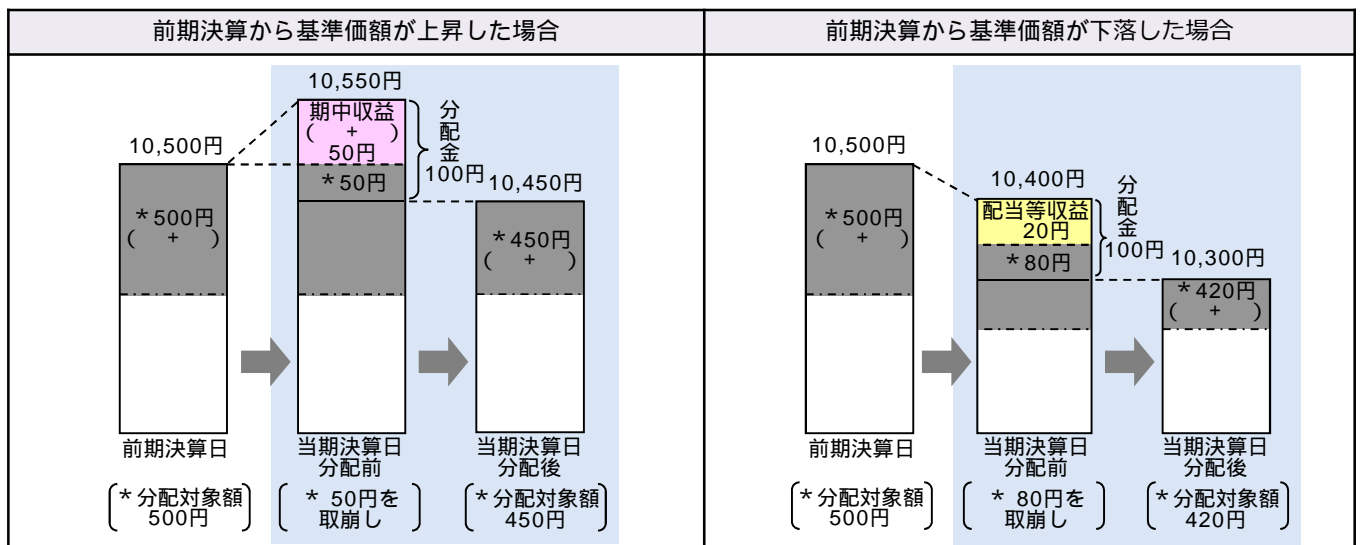
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



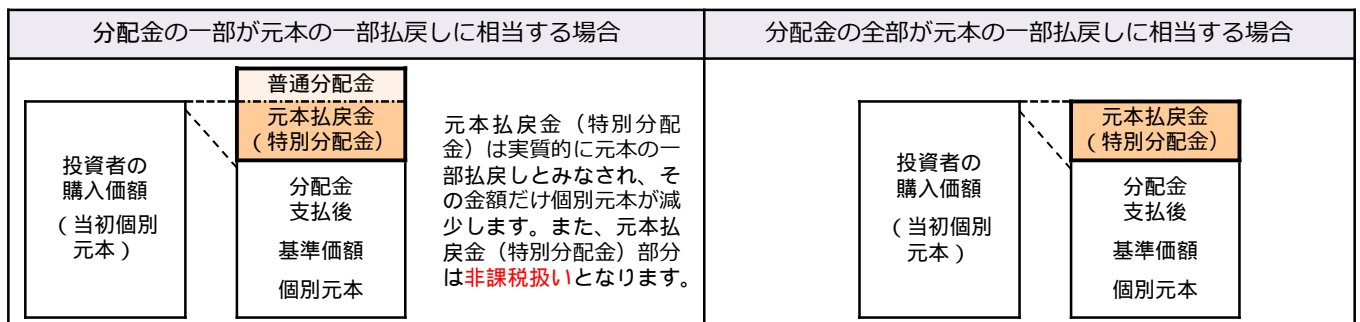
(注) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに 分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益 (①+②) のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。（特別分配金）

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



お申込みメモ <詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。>

購入単位	販売会社が別に定める単位（当初元本1口 = 1円）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
購入・換金申込不可日	シドニーの銀行の休業日に該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限（2003年2月7日設定）
繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、償還することがあります。
決算日	毎月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 「分配金受取コース」 原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。 「分配金再投資コース」 税引後、自動的に無手数料で全額再投資されます。 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
課税関係	当ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。



## お客さまにご負担いただく手数料等について

下記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ご購入時													
購入時手数料	購入価額に、 <b>2.7%（税抜2.5%）</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料を乗じて得た額となります。購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。〈わしくは販売会社にお問い合わせください。〉												
ご換金時													
換金時手数料	<b>ありません。</b>												
信託財産留保額	<b>ありません。</b>												
保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます）													
運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.35%（税抜1.25%）</b>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳（税抜）</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.65%~0.60%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.55%~0.60%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.05%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	内訳（税抜）	主な役務	委託会社	年率0.65%~0.60%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.55%~0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	支払先	内訳（税抜）	主な役務										
	委託会社	年率0.65%~0.60%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価										
	販売会社	年率0.55%~0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価										
受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
運用管理費用の配分（税抜）は、以下の通り信託財産の純資産総額に応じて変動します。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>純資産総額</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150億円以下の部</td> <td>0.65%</td> <td>0.55%</td> <td rowspan="2">0.05%</td> </tr> <tr> <td>150億円超の部</td> <td>0.60%</td> <td>0.60%</td> </tr> </tbody> </table>	純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	150億円以下の部	0.65%	0.55%	0.05%	150億円超の部	0.60%	0.60%		
純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社										
150億円以下の部	0.65%	0.55%	0.05%										
150億円超の部	0.60%	0.60%											
委託会社の信託報酬には、MHAM豪ドル債券マザーファンドの円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社（AMPキャピタル・インベスターズ）に対する報酬（当該マザーファンドの信託財産の月末純資産総額の平均値に対し、年0.35%を上限とした率を乗じて得た額を当該マザーファンドにおけるファンドの出資比率で按分した額）が含まれます。													
その他の費用・手数料	組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。												

税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

## 委託会社その他関係法人の概要

<b>委託会社</b>	<b>アセットマネジメントOne株式会社</b> 信託財産の運用指図等を行います。
<b>受託会社</b>	<b>三菱UFJ信託銀行株式会社</b> 信託財産の保管・管理業務等を行います。
<b>販売会社</b>	募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。



販売会社 加入している金融商品取引業協会を○で示しています。

販売会社	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
アーク証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1号	○				
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第6号	○	○			
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○	○	○		
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第24号	○	○			□
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第15号	○		○		
白木証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第31号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号	○	○	○		
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第8号	○				
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局長（金商）第1号	○				
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○		○		
寿証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第7号	○				
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第21号	○				
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第170号	○				
上光証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長（金商）第1号	○				
荘内證券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長（金商）第1号	○				
新大垣証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第11号	○				
株式会社しん証券さかもと	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第5号	○				
新林証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第7号	○				◇
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長（金商）第1号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○				
竹松証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第10号	○				◇
長野證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第125号	○				
西日本シティT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第75号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第131号	○		○		
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第134号	○				
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○				
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第5号	○				
二浪証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第6号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○		
三木証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第172号	○				
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第105号	○			○	
明和證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第185号	○				
山形證券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長（金商）第3号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第8号	○		○		
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第2号	○		○		
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長（登金）第3号	○				
株式会社神奈川銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第55号	○				
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第16号	○		○		
株式会社北日本銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第14号	○				
近畿産業信用組合	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第270号	○				
株式会社高知銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第8号	○				
株式会社清水銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第6号	○				
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第624号	○		○		
株式会社仙台銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第16号	○				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第578号	○		○	○	
第一勧業信用組合	登録金融機関 関東財務局長（登金）第278号	○				

販売会社	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社大光銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第61号	○				
株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第16号	○				
株式会社大東銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第17号	○				
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第5号	○				
株式会社筑波銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第44号	○				
株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第3号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第11号	○				
株式会社長崎銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第11号	○				
株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第19号	○				
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第6号	○		○		
株式会社福邦銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第8号	○				
株式会社北都銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第10号	○				
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第3号	○		○		
株式会社みちのく銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第11号	○				
株式会社みなと銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第22号	○		○		

上記の表は、アセットマネジメントOne株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から、細心の注意を払い作成したものです。その正確性、完全性を保証するものではありません。

備考欄の「○」は、取次の販売会社を示しています。

当ファンドをお申込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りになり、投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が当ファンドへの投資に関してご判断ください。

### 当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みの際は、販売会社からお渡りする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は
  - 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
  - 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
  - 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

### 照会先

アセットマネジメントOne株式会社

- ・コールセンター 0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時
- ・ホームページアドレス <http://www.am-one.co.jp/>